

随意契約理由書

1 案件名称

物価高騰非課税世帯支援給付金支給事業業務委託

2 契約の相手方

TOPPAN株式会社 西日本事業本部

3 随意契約理由

本給付金は、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点地方交付金」の低所得世帯枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」とされた。目的を達成するためには速やかに給付を行うことができる具体的な事業スキームや効率的な体制づくりが必要であり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当である。そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや経験等を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定し、その事業者と契約を締結するものである。

以上の理由から、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部 電力等価格高騰重点支援給付金担当（電話番号：06-6208-7257）

随意契約理由書

1 案件名称

物価高騰非課税世帯支援給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける確認書等データ作成業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本給付金は、令和5年11月2日付けで閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「国民生活・事業活動を守り抜くための当面の物価高対策に万全を期」し、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点地方交付金」の低所得世帯枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」とされたことを踏まえ、本市においても、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々への支援として、令和5年度住民税非課税世帯に対し、物価高騰非課税世帯支援給付金として、1世帯当たり7万円を支給するものである。

本業務は住民基本台帳等事務システムおよび総合福祉システムで管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業を実施し、大阪市が別途契約する外部委託業者への確認書データを本市に提供を行うものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社 NTT データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、当該業務は法令等の規定により履行できる者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部 電力等価格高騰重点支援給付金担当（電話番号：06-6208-7257）

随意契約理由書

1 案件名称

物価高騰均等割世帯支援給付金対応のための税務事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の実施にあたり、令和5年12月22日付けで「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の増額が措置された。併せて、重点支援地方交付金の標準事業として「①個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」「②住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算（子ども加算）」、「③新たに住民税非課税等となる世帯への給付」、「④定額減税との調整給付」の4事業が示された。本市においても、令和5年度において直ちに実施可能である上記①②について速やかに対応することとし、①令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（以下「均等割のみ課税世帯」という。）に対し、物価高騰均等割世帯支援給付金として1世帯当たり10万円を、②住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対し、物価高騰子ども加算支援給付金として当該世帯に属する18歳以下の児童1人当たり5万円の加算額を支給することとし、迅速な支給を行うこととしている。

本業務は、税務事務システム（以下「システム」という）で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、物価高騰均等割世帯支援給付金にかかる確認書送付対象者の抽出作業のためのシステム改修を実施し、当該支給作業に必要なデータを本市に提供するものである。

システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社日立製作所に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、当該業務は法令等の規定により履行できる者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部 電力等価格高騰重点支援給付金担当（電話番号：06-6208-7257）